

原子力防災広報訓練について（案）

平成 25 年 11 月 25 日

1 訓練目的

原子力発電所における新たな異常事態の発生に伴い、周辺地域における避難等が必要となった場合を想定し、避難指示区域内の滞在者に対し、原子力災害にかかる避難等の指示を正確かつ迅速に伝達する体制を確立するため、関係機関とともに広報訓練を実施する。

2 実施時期

平成 25 年 12 月下旬

3 訓練実施区域

東京電力福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所の各 5 km 範囲

4 訓練内容（調整中）

区域内の滞在者に対して、防災行政無線、携帯電話の緊急速報メール、車両による広報及びトランシーバーにより伝達する。

5 参加機関（調整中）

福島県、関係町、原子力災害現地対策本部（オフサイトセンター）ほか